

海岸及び地すべり防止施設災害関連事業の取扱いについて

令和5年5月10日

(農村振興局整備部防災課長から地方農政局農村振興部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

海岸及び地すべり防止施設災害関連事業における審査結果の保留に係る取扱いについて、「災害関連事業の取扱いについて」（昭和48年9月6日付け農林水産省農村振興局整備部防災課長通知）を廃止し、今後の取扱いを下記によることとしたので、審査に当たっては遺憾のないようにされたい。

なお、このことについて、関係機関へ周知されるよう貴局管内の都府県に対して依頼願いたい。

記

本事業の採択に当たり、当該事業が次のいずれかに該当する場合は採択を保留するものとし、地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は災害関連事業箇所別調書、災害関連事業箇所別概要書その他協議に必要な資料を農林水産省農村振興局長に提出するものとする。

- 1 1か所の関連事業における工事費の調査額が6,000万円を超える場合
- 2 本事業の採択又は採択工法について他の関係省庁と協議を要する場合
- 3 1か所の関連事業における工事費が「海岸及び地すべり防止施設災害関連事業採択基準」（昭和40年9月10日付け40農地D第1137号農地局長通知）（1）一般基準の額未満の場合又は併せ行う災害復旧事業の工事費を超える場合
- 4 併せ行う災害復旧事業の採択が保留となる場合